

主治医 様

愛知教育大学附属高等学校長

「出席停止に関わる証明書」の記入について（依頼）

日頃は本校生徒の疾病治療に関しまして格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、学校におきましては、生徒が学校感染症に罹患しますと出席停止の措置をとっております。そこで、生徒が罹患した疾病の診断名と休養期間をご記入いただきたく存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記の出席停止期間証明書にご記入いただきまして、当該生徒にお渡しいただけますようお願い申し上げます。

○出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第 19 条より一部抜粋）

病 名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで

※学校保健安全法施行規則第 18 条による学校において予防すべき感染症の種類は裏面に記載

出席停止期間証明書

年 組 番 氏名

上記の者は（病名 ）と診断しましたので、家庭で休養するよう指示します。

診 断 日 平成 年 月 日

発 症 日 平成 年 月 日

休養期間 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

医師名

認 印  
省 略

ゴム印で可

○学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

種類	病名
第一種	<p>エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症</p>
第二種	<p>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎</p>
第三種	<p>腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，その他の感染症</p>

※その他の感染症について

主治医または学校医の診断により，学校長が必要と認めた場合は学校感染症として出席停止の扱いをとる疾患。